

2006年2月1日

関係各位

(財)日本サッカー協会審判委員会

装身具着用の禁止（通達）

—競技者の安全のために—

競技規則 第4条「競技者の用具」には、全ての競技者の安全のために、「競技者は、自分自身あるいは他の競技者に危険となるような用具やその他のもの（装身具を含む）を身につけてはならない。」と記されている。

国際サッカー連盟（FIFA）は、競技規則 第4条を徹底させるために、2005年に開催された全てのFIFAの大会において、参加チームに対して競技規則のガイドラインを示し、装身具着用の禁止と装身具を覆うためのテープ使用の禁止をうたった。それぞれの大会では、参加チームの理解と協力が得られたことによって、用具の安全性が保たれ、装身具の問題はほとんど見られなかったとのことである。

そこで、装身具着用については、国内の全ての競技会において2006年シーズンより次のように実施すべく、通達する。各協会、各種連盟、各登録チームにおいて周知徹底を図っていただきたい。

『競技規則第4条を遵守し、競技者の安全のために、一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。』

以下に、装身具に関するFIFAのガイドラインを示す。競技者の安全を守るための考え方を十分に理解されたい。

- *すべての装身具には危険性が潜んでいる。“危険”という言葉はあいまいで議論を呼ぶことになるので、統一的で一貫性を保つために、どのような装身具であっても禁止する。
- *ネックレス、指輪、イヤリング、ピアス、皮革やゴムでできたバンドはプレーに不必要なもので、負傷をもたらしかねないだけのものである。
- *競技者は、装身具をテープで覆うことは許されない。装身具をテープで覆うことで適切に保護できるとはいえない。
- *試合直前に混乱しないためにも、各チームはこのことについて事前に競技者に伝えなければならない。

尚、長髪を束ねるためのヘアーバンドは認められるが、安全性のために適切な材質、長さ、幅が主審によって確認されなければならない。